

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百二十六条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>第一目 総則（第二百二十七条―第二百二十九条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百三十条―第二百三十五条）</p> <p>第三目 外部格付準拠方式（第二百三十六条―第二百三十八条）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 「同上」</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条）</p> <p>第二節 「同上」</p> <p>第一款 標準的取扱い（第二百二十七条―第二百三十条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百三十一条―第二百四十八条）</p>

第四目 内部評価方式（第二百三十九条―第二百三十九条の六）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百四十条―第二百四十四条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百四十五条）

第七目 適格²⁾の証券化エクスポージャー（第二百四十五条の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百四十六条―第二百四十八条）

〔第五章の二・第五章の三 略〕

第六章 マーケット・リスク

〔第一節く第三節 略〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二―第二百八十条の四）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の五・第二百八十条の六）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の七―第二百八十条の十二）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第二百八十条の十三）

附則
〔第七章 略〕

〔第五章の二・第五章の三 同上〕

第六章 マーケット・リスク

〔第一節く第三節 同上〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二―第二百八十条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の六・第二百八十条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の八―第二百八十条の十三）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第二百八十条の十四）

附則
〔第七章 同上〕

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一・二 略」

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

「三〇七の三 略」

八 標準的手法 第三章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 略」

十二 内部格付手法 第四章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十三〇二十一 略」

(定義)

第一条 「同上」

「一・二 同上」

二の二 「同上」

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

「三〇七の三 同上」

八 標準的手法 第三章並びに第五章第一節及び第二節第一款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 同上」

十二 内部格付手法 第四章並びに第五章第一節及び第二節第二款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十三〇二十一 同上」

二十二 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ [略]

二十二の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

〔二十三〜七十二 略〕

七十三 TRBプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

二十二 [同上]

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ [同上]

〔号を加える。〕

〔二十三〜七十二 同上〕

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の

七十四 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものをいう。

七十五 Sプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。
ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。
ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。
イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。
ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質のすべてを満たす早期償還条項をいう。
イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保

七十六 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

七十六の二 「略」

するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における最終指定親会社等及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十六の二 「同上」

七十七 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

〔七十八〜八十五 略〕

八十六 T L A C 規制対象最終指定親会社 金融商品取引法第五十七條の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十七 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四條の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C 告示」と

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

〔七十八〜八十五 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

いう。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及びTLAC規制対象最終指定親会社をいう。

八十八 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十九 其他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、其他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行者が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。

九十 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

九十一 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部TLAC調達手段に相当すると認められているものをいう。

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)としてしている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。))については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

〔2・3 略〕

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔号を加える。〕

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)としてしている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。))については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

〔2・3 同上〕

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〇三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4 〔略〕

(その他Tier1資本の額)

第六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを徐く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

〔三〇四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると

〔一〇三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4 〔同上〕

(その他Tier1資本の額)

第六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。

〔三〇四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて

認められる場合にあつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十五 略」

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第七条 「略」

2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇四 略」

五 少数出資金金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部T

やむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十五 同上」

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第七条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

LAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、最終指定親会社等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。）

六 其他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

3 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象最終指定親会社については、第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 最終指定親会社等が保有し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段で、最終指定親会社が第八条第七項の規定により少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び同項第一号において「マーケット・メイク目的保有TLAC」という。）のうち、保有中に次に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったものの額

イ 当該最終指定親会社等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・メイク目的保有TLACの額の合計額から、前号

「号を加える。」

「項を加える。」

に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額（第八条第七項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

4|| 「略」

5|| 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意による

3|| 「同上」

4|| 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行

ときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

〔六〕十 略

6〕 「略」

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)

に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

〔イ〕ニ 略

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他

後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

〔六〕十 同上

5〕 「同上」

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 「同上」

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)

に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

〔イ〕ニ 同上

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他

Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。次項第二号ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 「略」

2||

前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象最終指定親会社については、第二条の二第一項の算式における資本バツファアに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、最終指定親会社TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれる子法人等に限り、連結の範囲に含めるものとする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率(最終指定親会社TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。)から八パーセント(最終指定親会社TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあつては十・五パーセント、同項第二号の

Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 「同上」

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ 「同上」

「項を加える。」

規定を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。)を
控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控
除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ その他外部T L A C 調達手段の額

ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除
した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額

(2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・
五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リス
ク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からT i e
r 2資本の額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつ
ては、零とする。)

ハ Tier2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセン
トを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合に
あつては、零とする。)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「略」

〔2〕5 略〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第
二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出
した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二
号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機

関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。以下この号において同じ。）（TLAC規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本規制比率又は外部TLAC比率（最終指定親会社TLAC告示第二条第一項に規定する外部TLAC比率をいう。））若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。）をいう。）又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第六号において同じ。）

関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第六号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類す

を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段、Tier 2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合（最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三

る行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三

三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にかかわらず、最終指定親会社等が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであっても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とし、TLAC規制対象最終指定親会社にあつては、当該最終指定親会社等が保有しているその他外部TLAC

号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有TLACの額の合計額を控除した額とする。第四号において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」とする。）

の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部T L A C 保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するもの額とする。

〔イ〕ニ 略

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段

る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するもの額とする。

〔イ〕ニ 同上

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の

のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三|| 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部T

LAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等
調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超
過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に
相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五
条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四
号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得
た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（
当該額が零を下回る場合には、零とする。）

【二・三 略】

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準
超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準
対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段
のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ
ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るもの
に限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同
じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をい
う。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセ
ント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項

うちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

9 「同上」

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相
当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五
条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四
号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得
た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当
該額が零を下回る場合には、零とする。）

【二・三 同上】

10 「同上」

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準
対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段の
うち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ
ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るもの
に限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同
じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をい
う。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセン
ト基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第

第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔略〕

一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 同上〕

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔同上〕

二 引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔13・14 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

〔一〇五 略〕

六 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 〔略〕

3 〔略〕

二 引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔13・14 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 〔同上〕

3 〔同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。)とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については最終指定親会社を標準的手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

(標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの

額の合計額)

第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に規定するリスク・ウェイトを資産の額並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第五章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 〔略〕

四 〔略〕

(格付等の使用基準の設定)

第十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 この章において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付(以下この項において「格付」と総称する。)又はカンントリー・リスク・スコア

額の合計額)

第十四条 〔同上〕

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額
〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

(格付等の使用基準の設定)

第十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 この章及び第五章第二節第一款において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付又はカンントリー・リスク・スコアとは、それぞれ標準的

とは、それぞれ標準的手法採用最終指定親会社が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用最終指定親会社が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第三十七条 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百四十五条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第三十二条又は第三十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第四十三条の三の二 標準的手法採用最終指定親会社は、第二十二条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。))が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TL

手法採用最終指定親会社が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用最終指定親会社が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第三十七条 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリスク・ウェイトは、第三十二条又は第三十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

「条を加える。」

A C 調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額の合計額に占める割合を、当該標準的手法採用最終指定親会社が保有している当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。)のうち第 二条第三号の算式における T i e r 2 資本に係る調整項目の額及び最終指定親会社 T L A C 告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部 T L A C 関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十条に定めるところによる。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第四十三條の四 標準的手法採用最終指定親会社は、保有するエクスポージャー(出資の性質を有するものに限る。以下この条、第百二十六條第七項及び第百四十四條において「保有エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときは、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 標準的手法採用最終指定親会社は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下この条、第百二十六條第七項及び第百四十四條において「裏付けとなる資産等」という。)のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに

「条を加える。」

準ずる事業体（以下この条及び第四百四十四条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法採用最終指定親会社により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 標準的手法採用最終指定親会社は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出したにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエク

スポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第四百四十四条において「資産運用基準」

という。)が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)」の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用最終指定親会社が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる

調整を行ってリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十五条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十五条 「同上」

げるものとする。

「一〇三 略」

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「略」

「五〇七 略」

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十条 標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「同上」

「五〇七 同上」

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十条 「同上」

じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間		ボラティリティ調整率	
	一年以下	○・五	特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であつて証券化エクスポート（パーセント）
	一年超五年	二	四	八
	以下	二	八	二
信用リスク区分が	1-1、2-1、4-1、5-1、6-1、6-2、6-3、6-4若			

一 「同上」

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間		ボラティリティ調整率	
	一年以下	○・五	特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であつて証券化エクスポート（パーセント）
	一年超五年	二	四	八
	以下	二	八	二
信用リスク区分が	1-1、2-1、4-1、5-1、6-1若しくは7-1の場合又は第			

「略」	しくは7-1の場合又は第六十五条第三号に該当する場合 信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-5、 6-6、6-7、 6-8、6-9、 6-10、7-2若しくは7-3の場合又は第六十五条第五号の条件を満たす場合	五年超	以下	一年以下	五年超
		四	三	一	四
		八	六	二	八
		十六	十二	四	十六
			十二		

(注) 「略」

「同上」	六十五条第三号に該当する場合 信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-2、 6-3、7-2若しくは7-3の場合又は第六十五条第五号の条件を満たす場合	五年超	以下	一年以下	五年超
		四	三	一	四
		八	六	二	八
		十六	十二	四	十六
			十二		

(注) 「同上」

(プロテクションを提供した場合)

第一百十二条 標準的手法採用最終指定親会社がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

(プロテクションを提供した場合)

第一百十四条 第一百十二条の規定は、標準的手法採用最終指定親会社がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・

(プロテクションを提供した場合)

第一百十二条 標準的手法採用最終指定親会社がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第五章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2||

前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用最終指定親会社は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十四条 第一百十二条の規定は、標準的手法採用最終指定親会社がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジ

デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第二百二十六条 「略」

〔2〕6 略〕

7|| 内部格付手法採用最終指定親会社が、第四百四十四条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー（同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセット

ット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第二百二十六条 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔項を加える。〕

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセット

の額の合計額)

第二百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十三条第一項第二号に掲げるPD\GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十四条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十四条(第十項を除く。)の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

- 二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの

の額の合計額)

第二百二十八条 「同上」

- 一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十三条第一項第二号に掲げるPD\GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

- 二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの

額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

三|| 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

四|| 「略」

五|| 「略」

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十四条 「略」

「2」4 「略」

5|| 事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| 「略」

(マチュリティ)

第百三十五条 「略」

2 「略」

額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

「号を加える。」

三|| 「同上」

四|| 「同上」

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十四条 「同上」

「2」4 「同上」

「項を加える。」

5|| 「同上」

(マチュリティ)

第百三十五条 「同上」

2 「同上」

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するものの

四 〔略〕

〔4～8 略〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 〔同上〕

〔4～8 同上〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。

4 前項の規定により推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済みの信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手

4|| 「略」

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十四条 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用最終指定親会社により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用最終指定親会

法採用最終指定親会社が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5|| 「同上」

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十四条 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなき場合は、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポ

社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百二十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第四号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第三百三十四条第六項又は第四百四十二条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替える」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用最終指定親会社が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 内部格付手法採用最終指定親会社が第二百二十四条第二項の規定

一 ジャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、当該エクスポージャーを株式又は株式等エクスポージャーとみなして、前条第七項に規定する内部モデル手法により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価され

により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各

ており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用最終指定親会社は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用最終指定親会社とみなして、第二百二十八条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十三条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用最終指定親会社とみなして、第二百二十八条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとし、当該リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この

場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 | 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

8 | 前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該

信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十八条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。

この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十三条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十八条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該エクスポージャーを直

接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

9

内部格付手法採用最終指定親会社が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10

内部格付手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウエイトについて

、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11) 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十七条 「略」

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第三百三十三条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項第一号に規定する

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第三百三十三条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項第一号に規定する

する長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 略〕

（購入債権における保証の取扱い）

第五十条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百三十五条第五項の規定にかかわらず、裏付産の加重平均LGD（LGD）は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}$$

長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 同上〕

（購入債権における保証の取扱い）

第五十条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD（LGD）は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}$$

×(デフォルト・リスクに係る第二百三十五条第五項に定めるLGD)+

$$\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6|| 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用最終指定親会社と同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡した債権のデイスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

7|| 「略」

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十六条の四 内部格付手法採用最終指定親会社は、その他外部

TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用最終指定親会社が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。)のうち第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び最終指定親会社TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算

×(デフォルト・リスクに係る第二百四十一条第一項に定めるLGD)+

$$\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

「項を加える。」

6|| 「同上」

「条を加える。」

入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第二百二十九条から前条までに定めるところによる。

(情報の利用)

第六十三条 [略]

2 [略]

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関(第九十一条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。)が付与する格付(第七十八条第二項第三号及び第九十一条において「外部格付」という。)を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二十七條 内部格付手法採用最終指定親会社は、第四十三條第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二十四條 第三章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章に定めるところ

(情報の利用)

第六十三條 [同上]

2 [同上]

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二十七條 内部格付手法採用最終指定親会社は、第四十三條第七項(第四十四條第四項において準用する場合を含む。)に規定する内部モデル手法を用いようとする場合は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二十四條 第三章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章に定めるところ

るによる。ただし、前章の規定のうち、第百十七条、第百二十条及び第百二十一条の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百三十二条第一項の K_{REB} 及び同条第八項に掲げる算式の K_{REB} を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

「条を削る。」

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十五条 最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリ

るによる。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百二十五条 次に掲げるものは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

- 一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー
- 二 信用補完機能を持つコストラップス
- 2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十六条 最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリ

ジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百四十五条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 略」

「三・四 略」

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該最終指定親会社等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第

ジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。

一 「同上」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 同上」

「三・四 同上」

五 「同上」

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該最終指定親会社等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無

三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

六 〔略〕

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該最終指定親会社の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該最終指定親会社の保有する持分が当該最終指定親会社以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該最終指定親会社の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該最終指定親会社の持分が当該証券化取引における劣後部を構成する状況において、当該最終指定親会社の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該最終指定親会社の持分の損失リスクを増加させる変更

九 〔略〕

2 第三章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲

関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

七 〔同上〕

2 第三章第六節の規定は、前項第六号若しくは第七号又は次に掲げ

げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く」と、第七百七条及び第八百八条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における最終指定親会社の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 略

る条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く」と読み替えるものとする。

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、若しくは原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 同上

三 「略」

3|| オリジネーターである最終指定親会社は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第三章第六節の規定が適用される場合であつて、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により最終指定親会社が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである最終指定親会社に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである最終指定親会社の権利を実質的に劣後させない場合

三 最終指定親会社が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である最終指定親会社の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4|| 「略」

三 「同上」

「項を加える。」

3|| 「同上」

(証券化取引のデュー・デiligence等)

第二百二十六条

最終指定親会社は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 最終指定親会社が、第一条第二号の二ただし書の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、最終指定親会社は、前項各号に掲げる

「条を加える。」

条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

3 最終指定親会社は、第一項の場合において、当該最終指定親会社が証券化エクスポージャー（第二百二十九条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該最終指定親会社がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトラংশエを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシエを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該

証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシエが五パーセント未満であつて、当該トランシエの全てを保有するとともに、当該トランシエ以外の各トランシエを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百二十六条の二 最終指定親会社は、一の証券化取引(再証券化取引を除く。)において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額(第二百二十六条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。)の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額(最終指定親会社が内部格付手法採用最終指定親会社であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標

「条を加える。」

準的手法採用最終指定親会社とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。)の合計額に当該最終指定親会社の持分比率(一のトランシエについて当該最終指定親会社が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシエ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

二 最終指定親会社が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用最終指定親会社が、第十三条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー(第十三条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。)

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該最終指定親会社の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額× $K_P \times P$

K_P は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRBプールである場合にあつては第二百三十二条の規定に基づいて算出される K_{IRB} を、SAプールである場合にあつては第二百四十三条の規定に基づいて算出される K_{SA} を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百三十二条の規定に基づいて算出される K_{IRB} と当該部分以外の部分について第二百四十三条の規定に基づいて算出される K_{SA} とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

P は、トランジェントに算出した当該最終指定親会社の持分比率のうち最大のもの

- 3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つエ/オストリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

（重複するエクスポージャーの取扱い）

第二百二十六条の三 最終指定親会社は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによつて、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該最終指定親会社が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エ

「条を加える。」

クスポートジャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該最終指定親会社は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十六条の四 最終指定親会社は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 信用補完機能を持つ「C」ストリップス 千二百五十パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

第二節 「同上」

第一款 標準的手法の取扱い

「条を加える。」

-
- 一 最終指定親会社が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額
 - 二 オリジネーターである最終指定親会社が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額
- 3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。
 - 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
 - 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント
- 4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。
- 5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額
-

の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用最終指定親会社又は内部格付手法採用最終指定親会社が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)	再証券化エクスポージャーの場合(パーセント)
	。)	の場合

7-4	千二百五十
-----	-------

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 最終指定親会社等が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的の導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして最終指定親会社等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれる

ものであること。

四 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該最終指定親会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 最終指定親会社が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて、個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 最終指定親会社が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第十九条の規定は、最終指定親会社が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して当該最終指定親会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十二条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 最終指定親会社が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず

「条を削る。」

、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められること。

二 最終指定親会社等が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条

前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセ

「条を削る。」

ント

2 最終指定親会社等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 最終指定親会社等がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該最終指定親会社は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により、信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第三章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十条第一号中「超えていないこと」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする」と、第九十八条第二号中「適格格付機

「条を削る。」

関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百三十条 最終指定親会社等は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロールド型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロールド型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

- 一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により最終指定親会社等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合
 - 二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである最終指定親会社等に遡及しない場合
 - 三 最終指定親会社等が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合
 - 四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である最終指定親会社等の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合
- 2 前項の「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に定める掛目をいう。

	<p style="text-align: center;">任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)</p>	<p style="text-align: center;">上記以外の 場合 (パーセント)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">リテール向け エクスポージ</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">トラッキング・ポイント (エクセス・スプレ</p>	<p style="text-align: center;">掛目</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">掛目…九十</p>		

ヤーの場合						
二十五未満	五十未満二十五以上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	合 ツドの留保が求められていない証券化取引では、トラッキング・ポイントの値は四・五パーセントとする。) に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合
四十	二十	十	二	一	零	

右記以外の場 合	掛目…九十	掛目…九十
	<p>任意の時期に無条件で取消し可能で ある場合 (パーセント)</p>	<p>上記以外の 場合 (パーセント)</p>
<p>リテール向け エクスポージ ヤーの場合</p>	<p>トラッピング・ポイン ト(エクセス・スプレ ッドの留保が求められ ていない証券化取引で は、トラッピング・ポ イントの値は四・五パ ーセントとする。)に 対する三月の平均エク</p>	<p>掛目 掛目…百</p>

(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上
自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス
・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項の「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」と
は、次の表に定める掛目をいう。

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの取扱い
 第一目 総則

第二款 内部格付手法の取扱い
 「目名を付する。」

合	右記以外の場						合	セス・スプレッドの割
	掛目…百	五十未満	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百以上	百三十三・三三以上		
		百	五十	十五	五	零		
	掛目…百							

(リスク・ウェイトの算出)

第二百二十七条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百二十八条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十七条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム(ABCPの満期が一年以内のものに限る。)に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用す

「条を加える。」

「条を加える。」

るリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールを~~2~~プールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二十九条 最終指定親会社が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、

「条を加える。」

次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

第二目 内部格付手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (Ⓔ) (第二百三十四条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (Ⓔ) をいう。以下同じ。) が K_{TRB} (第二百二十二条の規定により算出される内部

「目名を付する。」

「条を加える。」

格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) (第二百三十四条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (E)) をいう。以下同じ。) が K_{IRB} 以上の場合 次条の規定により算出される K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_{IRB})}$) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} 未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$ は、次条の規定により算出される K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率

(K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_{IRB})}$))

第二百三十一条 前条第二号及び第三号に規定する K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_{IRB})}$) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e \cdot u - e \cdot a \cdot i}{a(u-1)}$$

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が第一款に定める標準的手法の対象であ

$$a = 1 - (1 / (p * K_{RB}))$$

$$u = D - K_{RB}$$

$$I = \max (A - K_{RB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッチメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、第二百三十五条の規定により算出されるパラメーター (p)

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{RB}))

第二百三十二条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{RB}) は、裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出される所要自己資本の額 (期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。) の合計額 (以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の K_{RB} の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的

る場合には、当該標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に對して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、最終指定親会社等がオリジネーターであるときは、第一款に定める標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百二十七条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 内部格付手法採用最終指定親会社は、格付又は第二百三十四条第二項に規定する推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

2 第二百二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、ABCPプログラム (ABCPの満期が一年以内のものに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式

導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であつても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

4 第一項の NRB の算出に当たっては、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の NRB の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当た

により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

って、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー（次の算式のdが九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前二条の K_{REB} は次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率 $=d \times K_{REB} + (1-d) \times K_{SA}$

d、 K_{REB} 及び K_{SA} は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

K_{REB} は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を準用して算出される K_{REB}

K_{SA} は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十三条の規定により算出される K_{SA}

(K₂算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百三十三条 内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項の N_{20} 及び同条第八項に掲げる算式の N_{20} の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーによつて構成されており、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項において準用する準用される規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百十五条及び第四百七十七条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャープール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは、「原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、「当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは、「当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法

(所要自己資本の上限)

第二百三十三条 内部格付手法採用最終指定親会社が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百五条第一項第二号に掲げる項目に係る額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「[E]xclusion」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーの[E]xclusion」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごと」と、「と、同条第九項中「内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリテイ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリテイ(マ)

と読み替えるものとする。

一 オリジネーター(第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法採用最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項の $\Sigma_{i=1}^n$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\Sigma_{i=1}^n$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項において準用する規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百四十五条及び第四百四十八条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポー

「エクジット」と、「この節」とあるのは「この項」と、「E_{exit}」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのE_{exit}」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 第二百六条から第二百十条までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百七条第一項及び第二百十条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百六条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百七条第一項及び第四項中「E_{exit}」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのE_{exit}」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又はE_{exit}」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーのE_{exit}」と、「購入リテール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーについて」と、「LGD又はE_{exit}」及び「LGD又はE_{exit}」は「LGD又はE_{exit}」である。」と、

と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「

証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第二百十条第三項から第七項(第三号を除く。)までに規定する要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社自らを満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用最終指定親会社に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

(ア) アタッチメント・ポイント (B) 及びデタッチメント・ポイント (D)

第二百三十四条 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (A) は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシエの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポージャーと同順位であるトランシエ (自己が保有する証券化エクスポージャーの額を含む。) の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。
一 長格格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

- 除した値（当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。
- 2| 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるデータチメント・ポイント(E)は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。
- 3| 前二項において証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定（信用補完を提供するものに限る。次項において同じ。）にその構成資産を含めることができる。
- 4| 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとして取り扱うものとする。

信用リスク区分	
証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上でありかつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
（内部評価方式による場合を含む。）である	（内部評価方式による場合を含む。）である
（パーセント）	（パーセント）

8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1
六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七
				七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二
						三十五		二十五	二十	
七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十
八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十

(注) Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定める式により算出される値をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六以上の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
Nが六未満かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
	Nが六未満かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
その他	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー

7-4	7-3	7-2	7-1		(内部評価方式による場合を含む。)
千二百五十	六十	十二	七		合を含む。 () である場合 (パーセント) である場合 (パーセント) である場合 (パーセント) である場合
	七十五	二十	十二		
		三十五	二十		
	百五十	四十	二十		
五	二百二十五	六十五	三十		

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この条において「参照証券化エクスポージャー

N、LGD及びM₁はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数 (N)

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD (LGD)

M₁は、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間 (M₁)

	原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポージャーである場合
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー

の額は第二号に定めるAの算出による。

- 一 信用リスク・アセット＝所算自己資本の額×12.5
- 二 所算自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロの額を乗じた額となる。

イ 0.0056×T (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、0.016×T)

この式においてTは、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。ロにおいて同じ。

ロ S [L+T] —S [L]

この式においてLは、第二百三十七条の規定により算出した信用補充レベルを表すものとする。次項において同じ。

2 恒数の異変監査 (S [x]) のための監査レベル。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{ のとき}) \\ \{K_{IRB} + \kappa[L] - \kappa[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20\} (1 - e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)^c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

	である場合	である場合	でない場合	でない場合		
	合	合	合	合		
A	0	0.11	0.16	0.22	0	
B	3.56	2.61	2.87	2.35		
C	$\overline{\Delta 1.85}$	$\overline{\Delta 2.91}$	$\overline{\Delta 1.03}$	$\overline{\Delta 2.46}$	$\overline{\Delta 7.48}$	$\overline{\Delta 5.78}$
D	0.55	0.68	0.21	0.48	0.71	0.55
E	0.07				0.24	0.27

2 IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター(a)を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター(a)とする。

3 第二百二十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パ

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a + 1, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 K_{res} 、 N 及び \overline{LGD} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

K_{res} 次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百三十九条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

\overline{LGD} 第二百五十条第五項又は第二百四十条の規定により算出した裏付資産の加重平均LGD

3 第一項の規定により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

ラメーター (c) を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。）のEAD

5 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_iは、第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。）の加重平均LGD

6 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等

に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百五十条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C) が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) を次の算式で求められる値とし、LGDを〇・五〇とすることができる。ただし、C以外のC_iが明らかでない場合には、Nを1/C_iとすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_mは、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (年)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間 (一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。) とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF_tは、期間中に証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M_Lは、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間（年）

第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十六条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K_{req}))

第二百三十六条 前条第二項の「所要自己資本率 (K_{req})」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（三）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
	6 1	20
6 2	15	30
6 3	25	40

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデリスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4
三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十
三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五

6 — 16	三百八十	四百二十
6 — 17	四百六十	五百五
6 — 18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)となる。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイント

ト (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して得られる数値

信用リスク区分	証券化エクスプोजチャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260

<u>6-9</u>	<u>220</u>	<u>310</u>
<u>6-10</u>	<u>330</u>	<u>420</u>
<u>6-11</u>	<u>470</u>	<u>580</u>
<u>6-12</u>	<u>620</u>	<u>760</u>
<u>6-13</u>	<u>750</u>	<u>860</u>
<u>6-14</u>	<u>900</u>	<u>950</u>
<u>6-15</u>	<u>1050</u>	
<u>6-16</u>	<u>1130</u>	
<u>6-17</u>	<u>1250</u>	
<u>6-18</u>	<u>1250</u>	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区

分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

（信用補充レベル（E））

第二百三十七条

次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エク

スポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 最終指定親会社（当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること）

（外部格付の利用に関する運用要件等）

第二百三十七条

第二百三十五条第一項第二号の「信用補完レベル

」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つH／Oストリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要連結自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（三））

第二百三十八条 証券化エクスポージャー（参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。）に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第九十八条各号に掲げるもの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして最終指定親会社が保有するエクスポージャーの信用リスク

第二百三十八条 第二百三十五条第一項第二号イの「エクスポージャーの厚さ」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 第四十六条から第五十四条までの規定は、エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーを計算する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは、「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

を適切に反映していること。

二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

四 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該最終指定親会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。

3 第十九条の規定は、最終指定親会社が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

4 第十六条の規定は、最終指定親会社が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、同条第四項中「この章」とあるのは「第五章」と読み替えるものとする。

5 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの

額を算出することができる。

第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー（ABCプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであつて無格付のものに限る。）のリスク・ウェイトを算出することができる。

「目名を付する。」

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百三十九条 第二百三十五条第二項の「エクスポージャーの実効的な個数」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i種目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）のEAD

2 再証券化エクスポージャーの実効的な個数を前項に掲げる算式により算出する場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最も大きいエクスポージャーのEADの当該裏付資産総額に占める割合 (C₁) が明らかなる場合は、第一項に掲げる算式に代えて、次に掲げる算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数 (N) を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(承認申請書の提出)

第二百三十九条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（最終指定親会社がABCプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日

二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

第二百三十九条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について第

「条を加える。」

「条を加える。」

二百三十九条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用最終指定親会社が内部評価方式の使用を計画するBCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCプログラム」の運営に関する基準に適合するかどうかが及び当該内部格付手法採用最終指定親会社による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「ABCプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百三十八条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。

四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準

を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

七 ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該BCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の最終指定親会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであ

ること。

三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。

四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするBCBプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするBCBの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。

五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくBCBに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は最終指定親会社内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号の監査を行う者が、最終指定親会社内の顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百三十九条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合

2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

「条を加える。」

(承認の取消し)

第二百三十九条の五 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

(リスク・ウェイト)

第二百三十九条の六 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二百三十九条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百三十六条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百四十条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

一 デタッチメント・ポイント(D)がK₁ (第二百四十二条の規定に

「条を加える。」

「条を加える。」

「目名を付する。」

(裏付資産の加重平均LGD (LGD))

第二百四十条 第二百三十五条第二項の「裏付資産の加重平均LGD」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

より算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率(ⅆ)をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

- 二 アタッチメント・ポイント(ⅆ)がⅆ以上の場合 次条の規定により算出されるⅆ超過部分の所要自己資本率($K_{SSFA(KA)}$)に十二・五を乗じて得られる比率(当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセントを、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

- 三 アタッチメント・ポイント(ⅆ)がⅆ未満であり、かつ、データツチメント・ポイント(ⅆ)がⅆを超える場合 次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(KA)} \right]$$

$K_{SSFA(KA)}$ は、次条の規定により算出されるⅆ超過部分の所要自己資本率

2 |

最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合(第二百三十七条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。)であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付

LGDは、 LGD_{HUMS} のHUMSポージャー(同一債務時に受ける損失のHUMSポージャーは、 LGD_{HUMS} ポージャーとみなす。)のLGD

- 2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第二百五条第五項に掲げる算式により算出される値とする。
- 3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

- 4 第二百五条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーの当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合について準用する。

機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの（以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する Σ は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに Σ を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について Σ を算出するに当たっては、同条、第二百四十二条及び第二百四十四条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率（ Σ ）は、零とする。

(K_A 超過部分)の所要自己資本率 ($K_{SSFA}(K_A)$))

第二百四十一条 前条第一項第二号及び第三号の Γ 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA}(K_A)$) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e 、 A 、 D 、 p 及び K_A は、それぞれ次に掲げるものとする。

e は、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

A は、アタッチメント・ポイント (A)

D は、デタッチメント・ポイント (D)

p は、1 (ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。)

K_A は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A))

第二百四十二条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資

(N 及び LD)の計算における簡便法)

第二百四十一条 第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーであるときは、同条第二項の Γ 及び Γ_A は、零とすることができる。

2 第二百三十九条第三項の (C_1) が $0 \cdot 0 \cdot 3$ 以下の場合には、前条第一項の LD は $0 \cdot 50$ とし、エクスポージャーの実効的な個数 (N) は、第二百三十九条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とすることができる。ただし、 C_1 が明らかでない場合は、エクスポージャーの実効的な個数 (N) を Γ とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_m は、裏付資産のうち、エクスポージャーのEADを最も大きなものから順に m 個分合計した額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

第二百四十二条 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出

産の所要自己資本率 (K_{SA}) 及び第二百四十四条の規定により算出される原資産プールの延滞率 (Ξ) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項の㉠を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により㉠を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する K_A 及び次条に規定する K_{SA} をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left(\frac{EAD_{subpool 1}}{EAD_{Total}} \times K_{subpool 1} \right) + \frac{EAD_{subpool 2}}{EAD_{Total}}$$

$EAD_{Subpool 1}$ 、 $EAD_{Subpool 2}$ 、 EAD_{Total} 及び $K_{Subpool 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{Subpool 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{Subpool 2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

しようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十四条第一項各号の表に掲げる信用リスク区分に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

EAD_{total} は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_{suppool}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した K_A

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{SA}))

第二百四十三条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{SA}) は、SAPL または混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。) について標準的手法により算出される所要自己資本の額 (標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。) の合計額 (以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の K_{SA} の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する最終指定親会社が裏

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一 ABCP に対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該 ABCP プログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の最終指定親会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4 第一項の(5)の算出に当たっては、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の(5)の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したデブスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレステスターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、当該適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されており、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレステスターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな適格格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレステスターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて、適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCに内部評価手法を用いることにつき、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は最終指定親会社内の信用評価若しくはリスク管理部門が、内部評価のプロセス及

-
- びその有効性について定期的な見直しを行うこと。
- 十 前号に掲げる者が顧客対応及びBCBを担当する営業部門から独立していること。
- 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は、必要に応じて調整が行われていること。
- 十二 BCBプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。
- 十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- 十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 十五 BCBプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案すること。
- 十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに、購入停止措置その他
-

(原資産プールの延滞率(三))

第二百四十四条 第二百四十二条第一項の原資産プールの延滞率(三)は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

の資産の購入に関する対策が、ERPプログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十四条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について、百パーセントの掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十五条 最終指定親会社は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがレバブルに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 当該最優先証券化エクスポージャーがダブルに係る証券化エクスポージャーである場合 第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、最終指定親会社が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合

第二百四十五条 第二百二十八条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。この場合において、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、最終指定親会社が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十五条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポー

「目を加える。」

ジャーでない場合において、当該適格SFC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十五条第一項に規定するパラメーター(p)は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 K_{RB} にあつては第二百三十二条に定めるところにより、 N 、 \underline{LGD} 、 M_T 、 A 、 B 、 C 、 D 及び E にあつては第二百三十五条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十六條第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付(第二百三十七條に規定する推定格付をいう。ロ及びハにおいて同じ。)が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百三十六條第一項第一号イ中

「

6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1		信用リスク区分
九十	七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五	十五	(パーセント) 一年	証券化エクスポージャーの残存期間
百五	九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十	二十	(パーセント) 五年	

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	「とあるのは、」	6 18	6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10
			千二百五十	四百六十	三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十
				五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十

6 10	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	
七十	五十五	四十五	三十五	三十	二十	十五	十五	十		(パーセント) 一年
八十五	六十五	五十五	四十	四十	三十	二十五	二十	十五	十	(パーセント) 五年

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間		6 18						6 11
			6 17	四百十五					百二十
			6 16	三百四十					百三十五
			6 15	二百八十					
			6 14	二百二十五					
			6 13	百七十					
			6 12	百三十五					
			千二百五十	四百五十五					

「と読み替えるものとする。

ロ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百三十六条第一項第一号ロ中「

	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310
6-10	330	420

6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

「アセット」

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)

6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655

6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替えるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合
第二百三十六条第一項第二号中「

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十

7-3	百
7-4	千二百五十

「とあるのは、」

信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-1	十
7-2	三十
7-3	六十
7-4	千二百五十

「と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百四十一条中「1」（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。）「とあるのは、「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3

第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含められる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれ

れにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までに行われていないこと。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審

査基準に基づいて組成されていること。

八 原資産がオリジネーターによつて恣意的に選択されたものではないこと。

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。

十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報入手可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性のある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証

-
- 券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。
- 十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百二十六条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。
- 十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。
- イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。
- ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシエの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。
- ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
- 十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。
- イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
- 十九 投資家が次に掲げる情報を入力可能であること。
- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
- ロ 原資産に係る延滞状況等
-

ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第三章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化

エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百四十六条 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担

「款名を付する。」

（適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。

保

イ 第六十六条に規定する適格金融資産担保

ロ 第三百三十三条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六十五条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第六十六条に規定する適格金融資産担保）

2 | 第三章第六節並びに第三百三十条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十八条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く」と、第七七条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第三百三十条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終

指定親会社」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第一百一条から第一百五条まで」とあるのは「第一百一条、第百四条、第百五条」と読み替えるものとする。

3 第三章第六節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百七条及び第百八条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第三百三十三条第四項の規定は、第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十七条 最終指定親会社が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 最終指定親会社が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十八条 最終指定親会社が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法（エクスポージャーの信用リス

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十七条 第三百十条第一項、第三項及び第四項、第三百三十三条第三項から第五項並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法について準用する。この場合において、これらの規定中「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、信用リスク削減手法の効果は、証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に達するまで、当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、当該各号に定める割合で適用する。

- 一 信用リスク削減手法が、ファースト・ロスを引き受ける場合
証券化エクスポージャーの額に対して当該信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が、一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百四十八条 第二百三十条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する

クを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポートジャーについて分割された複数の階層のうち当該最終指定親会社信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスポートジャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 最終指定親会社が、保有する証券化エクスポートジャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポートジャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、最終指定親会社が保有する証券化エクスポートジャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 最終指定親会社が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供す

場合について準用する。この場合において、同条中「投資家の保有する証券化エクスポートジャーの額」とあるのは、「証券化エクスポートジャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEIBの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、想定元本額の未実行の部分のEIBは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の場合において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポートジャーの額に、第一項において準用する第二百三十条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

る階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシエ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十二条に規定する^{三三}又は第二百四十三条に規定する^{三四}を算出するものとし、かつ、みなしトランシエごとにアタッチメント・ポイント（E）及びデタッチメント・ポイント（D）を算出するものとする。

5 | 最終指定親会社が多数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百二十八条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定される場合は、みなしトランシエに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる最終指定親会社が保有するみなしトランシエの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト
- 二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成

された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合、前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、最終指定親会社保有する階層の「コ」（第二百三十六条第一項第一号ロに掲げる算式に規定する）をいう。）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合、前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 最終指定親会社が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該最終指定親会社が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、か

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、か

つ、第四十九条第一項（第三百三十四条第六項及び第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するものとする。

〔一〜三 略〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ K_{CMT} ）に十二・五を乗じて算出する。

〔一〜四 略〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 DF_{corp} が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの DF_{corp} は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 略〕

2 〔略〕

（証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、最終指定親会社が証

つ、第四十九条第一項（第三百三十四条第五項又は第四百二十二条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一〜三 同上〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 DF_{corp} が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの DF_{corp} は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

（標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終

券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百二十六条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百六十条又は第二百六十一条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第五章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百二十六条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付けの場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6-1	一・六	三・二
6-2	四	八
6-3	八	十八
6-4	二十八	五十二

6―5

百

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7―1	一・六	三・二
7―2	四	八
7―3	八	十八
7―4	百	百

（証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク）

第二百八十条の三 第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポ

（内部格付手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最

8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	
四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	(内部評 価方式に よる場合 を含む。)である 場合 (パーセ ント)
六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六	
		二・八〇			二・〇〇	一・六〇	
十二・〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇	合を含む)であ る場合 (パーセ ント)
十八・〇	十二・〇 〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇	合を含む)でな い場合 (パーセ ント)

信用リスク 区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。） （の場合）	再証券化エクスポージャーの場合	8—12	8—11	8—10	8—9	8—8
			百・〇〇	五十二・〇〇	三十四・〇〇	二十・〇〇	八・〇〇
	六十・〇	四十・〇	二十四・〇〇	十六・〇	〇	〇	〇
	六十八・〇	五十二・〇	四十・〇	二十八・〇	〇	〇	〇

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

「条を削る。」

7-4	7-3	四・八〇	六・〇〇	十二・〇	十八・〇
				〇	〇
					百・〇〇

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十条又は第二百六十一条

に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の四 「略」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

「項を削る。」

第二百八十条の五 「略」

第二百八十条の六 「略」

第二百八十条の七 「略」

第二百八十条の八 「略」

ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 「同上」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つホストリップスについては、第二百二十五条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十条の六 「同上」

第二百八十条の七 「同上」

第二百八十条の八 「同上」

第二百八十条の九 「同上」

<p>第二百八十条の九 〔略〕</p>	<p>第二百八十条の十 〔同上〕</p>
<p>第二百八十条の十 〔略〕</p>	<p>第二百八十条の十一 〔同上〕</p>
<p>第二百八十条の十一 〔略〕</p>	<p>第二百八十条の十二 〔同上〕</p>
<p>第二百八十条の十二 〔略〕</p>	<p>第二百八十条の十三 〔同上〕</p>
<p>第二百八十条の十三 〔略〕</p>	<p>第二百八十条の十四 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	